

マージン率に係る情報提供

九州コーディシステム株式会社

成24年10月1日施行の「労働者派遣法改正法」により、派遣元事業者(当社)は、毎事業年度終了後、派遣先から受け取る派遣料金に占める
遣料金を派遣労働者に支払う賃金の差額の割合(マージン率といいます)を公開する事が義務づけられました。(法第23条第5項)
令和3年度(当社第18期)における情報提供を下記の通りに公開致します。
このマージン率は、以下の計算式で算出します。

$$\text{マージン率} = \frac{\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の平均額}}{\text{派遣料金の平均額}}$$

(少数点第2位以下を四捨五入)

(1)派遣労働者数	9人
(2)派遣先の数	5社
(3)派遣料金の平均額 (8H平均)	27,498円
(4)派遣労働者料の賃金の平均額 (8H平均)	17,368円
(5)マージン率	36.8% ※マージンには、派遣元事業者として会社負担する健康保険・ 厚生年金・雇用保険・労働保険の費用となる社会保険料、 事業遠泳日として営業担当者の人件費や営業活動費用・ オフィス賃料、福利厚生費、研修費等が含まれる。
(6)待遇決定方式に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・労働協約の締結有り ・対象となる派遣労働者の範囲は、システムエンジニア・プログラマーの業務に従事する従業員 ・協定有効期間は、令和4年3月31日までとする。
(7)教育訓練に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・参入時は、ビジネスマナー、コンプライアンス、労働安全衛生面の導入教育を行う。 ・個人情報保護、情報セキュリティーに関する教育を年1回程度行う。 ・品質管理、ソフトウェア開発、リーダー研修を階層別に年2回程度行う。 ・キャリアアップに関する研修も、階層別に、年2回行う。
(8)福利厚生に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・年次有休休暇、特別休暇(夏季、冬季) ・定期健康診断 ・ベネ�ィット・ステーション(会員制福利厚生サービス)に加入 ・社員旅行(年1回)

以上